

受託販売素材入札案内

(1 月期)

- 1 物件の展示場所 : 上川北部森林管理署 下川町山元
- 2 物件明細書 : 入札番号 79 ～ 81 (3 物件)
- 3 入札開始の日時 : 令和 8 年 1 月 20 日(火)10:50 開始 11:00 締切
- 4 入札場所 : 旭川市神楽 3 条 5 丁目
上川中部森林管理署 会議室
- 5 特記事項

- ※ 本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものです。
- ※ 入札物件一覧表の適用欄に「間伐材」と記された物件について、「間伐材証明」及び「間伐等由来の木質バイオマス証明」の発行が必要な場合は旭川地方原木市協同組合連合会へ申出願います。
- ※ 入札は次頁の「入札規定」に基づき行います。前もってご高覧賜り、山土場で販売物件をご熟覧のうえ、奮って入札下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。
なお、北海道森林管理局ホームページ「公売情報」にも掲載されていますので、そちらも参考にして下さい。<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/index.html>
- ※ 林道入りロゲートは施錠されておりますので、物件の熟覧、搬出の際には次のところへ問い合わせをして下さい。 上川北部森林管理署 [Tel 050-3160-5735 又は 050-3160-5735]
- ※ 素材搬出について
 1. 運搬の際にクイで桟を止めている場合は、土場にクイが放置されないようにクイを抜いて寄せて頂くようお願いします。
 2. 63 号土場周辺について森林整備事業が実行中であることから、現物熟覧の際には通行に気を付けていただくようお願いします。
 3. 冬季期間の運材作業について除雪作業が必要な場合は除雪作業の手配もあることから、10 日前程度に下記の問い合わせ先へご連絡ください。

(問い合わせ先) 上川北部森林管理署 森林整備官(資源活用)

[Tel 01655-4-2551 又は 050-3160-5735]

北海道木材産業協同組合連合会

旭川地方原木市協同組合連合会(担当)

旭川市永山北1条10丁目8番3号 旭川林業会館

TEL0166-46-0753 FAX0166-46-0787

E-mail : a-moku-gen@ec6.technowave.ne.jp

受託販売素材 入札規定

1 入札方式

- (1) 入札は、投函入札方式とします。物件ごとに北海道木材産業協同組合連合会作成の入札書用紙に物件ごとに別葉として、入札番号（物件番号）、入札金額、入札者住所・氏名・印等所定の事項を記入し投函入札して下さい。
- (2) 郵便入札の受付は、令和8年1月19日（月）17時まで必着とします。
二重封筒の表に「郵便入札」と朱書き、配達証明をもって次のところへ郵送願います。
なお、「郵便入札」の後に入札する「署名」を記入し、数署同封の場合は署名を記入した子封筒にその入札書を入れて下さい。

【宛先】〒079-8451 旭川市永山北1条10丁目8番3号 旭川林業会館
旭川地方原木市協同組合連合会気付 北海道木材産業協同組合連合会

2 入札保証金

- (1) 免除します。ただし、落札決定後、落札者が買受けを取消したときは、落札金額に消費税を加算した金額の5%相当額を「違約金」として徴収します。
- (2) 買受け代金請求後の買受け取り消しは認めないこととします。

3 入札金額

- (1) 入札金額は100円単位とし、端数がある場合は切り捨てとします。
- (2) 消費税10%は、代金請求の際にお買上げ代金に加算しますので入札に当っては消費税を含まない1物件当たりの金額で入札願います。
- (3) 有効札の最高値をもって落札とし、最高値が複数、同額のときは抽選により決定します。
- (3) 開札の結果、最低販売価格に達する札が無いときは、原則として再入札を行います。

4 入札物件

入札物件の数量、長級、径級、品等は明細書どおりとし、異議の申立ては認めません。

5 代金の決済

- お買上げ代金の決済期限は、令和8年1月29日（木）とし、現金又は金融機関に保証された約束手形とします。なお、銀行振込手数料差引決済は認めないこととします。
- (1) 約束手形の支払期日は、入札日から60日（令和8年3月20日）とし、約束手形の額面は、年利2.50%、期間50日の金利を含めた金額とします。
 - (2) 約束手形の支払先は、
〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地1番地 北海道木材産業協同組合連合会とします。
 - (3) お買上げ代金の納入が決済期限を遅延したときは、遅延日数1日につき、支払代金の11%（年率）を延滞金として徴収します。

6 物件の引渡

代金の納入が確認された後、または約束手形の振出日以降とします。

7 搬出期限

令和8年6月30日（火）

（搬出を開始する際は事前に署の担当者に連絡してください）

8 搬出延期料

搬出期間を延長しようとする場合は、事前に連絡をすること。また、その場合は、搬出延期料として当該延期期間1日につき、搬出延期物件に係わる販売代金の1000分の1に相当する金額を徴収します。

9 暴力団排除に関する誓約事項

入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた場合、入札は無効とします。

10 入札参加資格

「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 26 年 12 月 4 日付け 林政政第 338 号 林野庁長官通知）、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づき指名停止を受け、林産物売り払いに係る競争参加資格の制限を受けていない者とします。

11 その他

上記以外の事項については、道木連及び地元の商習慣によることとします。

- 12 代金振込先銀行 北洋銀行 札幌駅南口支店（普） 0 1 3 2 5 2 9
 大地みらい信用金 庫札幌支店（普） 0 0 0 1 3 5 2
 北海道銀行 道庁支店（普） 0 6 7 7 8 4 7
 口座名 北海道木材産業協同組合連合会
 TEL 0 1 1 - 2 5 1 - 0 6 8 3

13 関係書類の閲覧場所及び問合せ先

北海道木材産業協同組合連合会（担当：辻ノ内常務理事）

TEL011-251-0683 FAX 011-251-0684

旭川地方原木市協同組合連合会(担当：宮島)

TEL 0166-46-0753 FAX 0166-46-0787

暴力団排除に関する誓約事項

当社（団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴局の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

上川北部森林管理署委託販売物件一覧表

入札予定日 令和 8 年 1 月 20 日

物件 番号	所在地	桧 番 号	樹 種	本 数	材 積 (m ³)	m ³ 廻り	主 間 伐 別 材 径 長 級 換 算 率 搬 出 期 限	摘要欄	応 札 枚 数	開 札 結 果	
										二 番 札	一 番 札
79	上川郡 下川町	7-63-1	カラマツ 原料材	層積	81.018	-	間伐材 2.40m 0.643 R8.6.30				
80	上川郡 下川町	7-63-2	カラマツ	245	67.736	0.276	間伐材 3.65m 14-44cm R8.6.30				
81	上川郡 下川町	7-63-3	カラマツ	271	81.889	0.302	間伐材 3.65m 14-44cm R8.6.30				
合計				516	230.643						

** 販売物件明細書 **

公売年度	公売回数	入札番号	産地	植番号	植番号
7	10	79	07- 63-1	07- 63-1	

北海道森林管理局
上川北部森林管理署

物件所在地	公売回数	植番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘	要
班溪山元	07-	63-1	班溪森林	カラマツ	67	原料材	2.40	1～100	原料材	0	81.018	0.000		
						樹種計				0	81.018	0.000		
						植				0	81.018	0.000		

(単位:長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

** 販売物件明細書 **

公売年度	公売回数	入札番号	産地	植番号	植番号
7	10	80	07- 63-2	07- 63-2	

北海道森林管理局
上川北部森林管理署

物件所在地	公売回数	植番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘	要
班溪山元	07-	63-2	班溪森林	カラマツ	67	一般材	3.65	14～18	込一般	21	2.123	0.101		
							3.65	20～22	込一般	45	7.438	0.165		
							3.65	24～28	込一般	93	22.690	0.244		
							3.65	30～44	込一般	86	35.485	0.413		
						樹種計				245	67.736	0.276		
						植				245	67.736	0.276		

(単位:長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

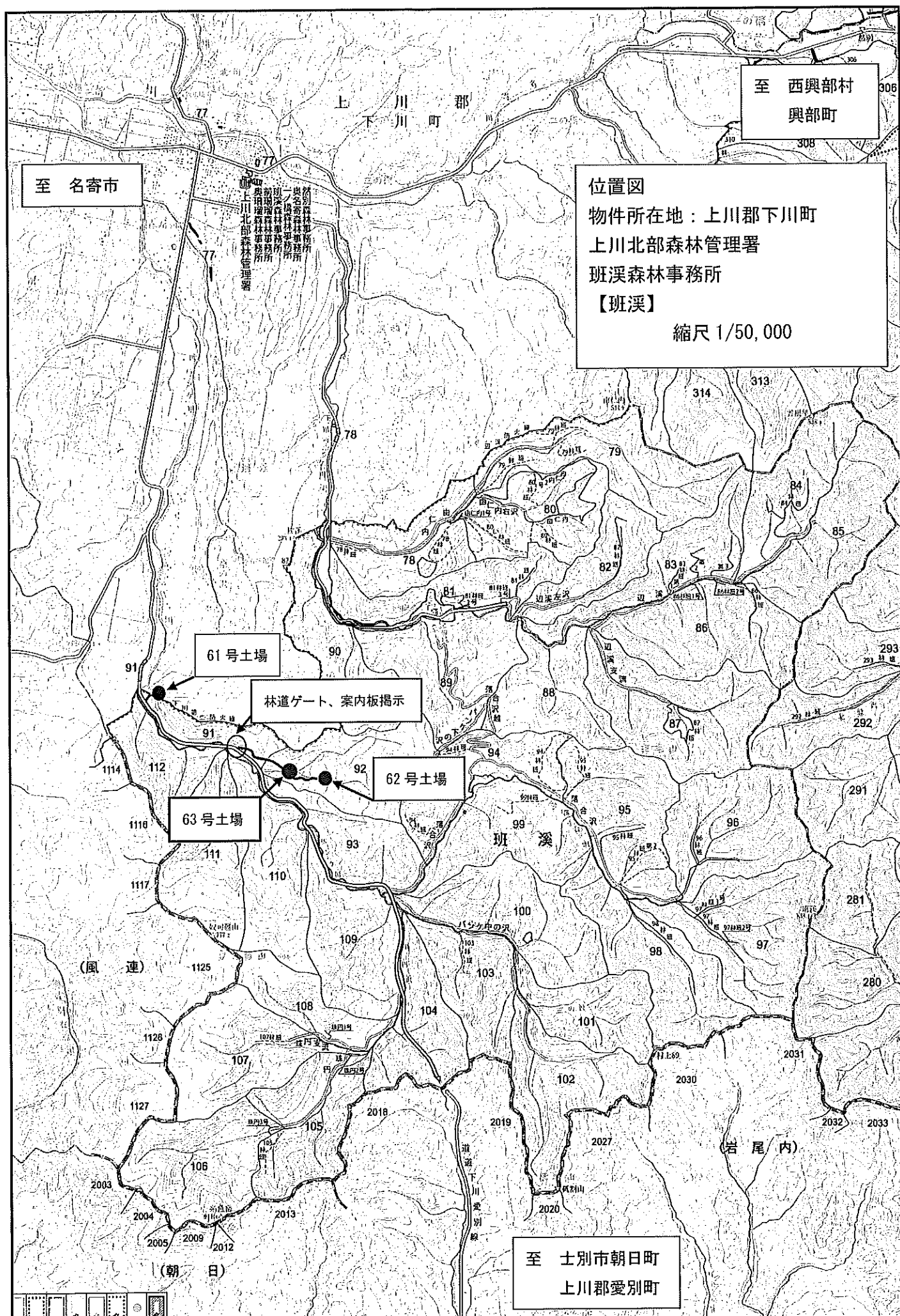
** 販売物件明細書 **

公売年度	公売回数	入札番号	産地	植番号	植番号
7	10	81	07- 63-3	07- 63-3	

北海道森林管理局
上川北部森林管理署

物件所在地	公売回数	植番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘	要
班溪山元	07-	63-3	班溪森林	カラマツ	67	一般材	3.65	14～18	込一般	15	1.553	0.104		
							3.65	20～22	込一般	26	4.354	0.167		
							3.65	24～28	込一般	105	26.001	0.248		
							3.65	30～44	込一般	125	49.981	0.400		
						樹種計				271	81.889	0.302		
						植				271	81.889	0.302		

(単位:長級 m, 径級 cm, 材積 m³)



班深
63号土場

桧位置図

所在林班 92

63-5	低質材 N	対象外	3.65m
63-4	トドマツ 一般材	対象外	3.65m
63-3	カラマツ 一般材	物件番号 81	3.65m
63-2	カラマツ 一般材	物件番号 80	3.65m

引込線

至
62号土場
林道終点

91・92林班林道

至
林道ゲート

63-1	カラマツ 原料材	物件番号 79	2.40m
63-6	トドマツ 一般材	対象外	3.65m
63-7	低質材 N	対象外	3.65m